

別紙

県北家畜保冷保管施設管理運営委託業務仕様書

第1章 総 則

(適用)

第1 この仕様書は、岩手県農林水産部が所管する県北家畜保冷保管施設の管理運営委託業務（以下「委託業務」という。）について適用する。

(委託業務の履行)

第2 受託者は、仕様書及び関係法令の規定に基づき、委託業務を完全に履行しなければならない。

2 受託者は、仕様書に定めのない事項であっても、委託業務遂行上必要と認められる事項については、契約金額の範囲内において実施することができるものとする。

(指示の履行)

第3 受託者は、岩手県県北家畜保健衛生所職員（以下「家保職員」という。）の指示に従い、相互に協調して委託業務を円滑に遂行しなければならない。

(従事者の配置)

第4 受託者は、委託業務を円滑に遂行するため、業務時間は1名以上、採材業務時間は2名以上の業務に適した者（玉掛け技能有資格者とし、以下「従事者」という。）を配置しなければならない。

(サービス)

第5 受託者は、従事者に県の施設の業務に従事する者であることを自覚させ、利用者との対応、作業の態度等には十分に注意を払わせなければならない。

2 受託者は、業務上知り得たことを他に漏らしてはならない。

第2章 業務期間

(業務期間)

第6 業務期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、業務時間等は次のとおりとする。

- (1) 業 務 時 間 ; 原則として日曜日、祝祭日を除く月曜日から土曜日までの9時から17時30分
- (2) 搬入受付時間 ; 原則として日曜日、祝祭日を除く月曜日から土曜日までの9時から16時30分
- (3) 採材業務時間 ; 原則として祝祭日を除く月曜日、水曜日及び金曜日の9時から17時30分

第3章 維持管理

(施設管理)

第7 受託者は、施設の建物、工作物、備品等の維持管理のため、定期的に点検、手入れなどを行い、安全性、快適性及び機能性を確認するとともに、劣化損傷を未然に防止するものとする。

2 受託者は、異常が認められた場合は速やかに使用停止又は応急措置を行うとともに、安全上又は機能上支障のある破損等については、家保職員に報告するものとする。

(清掃・除雪)

第8 受託者は、施設的美観を保持し、快適な環境を保全するため、清掃、除雪作業を行うものとする。

(消毒)

第9 受託者は、家畜の伝染病疾病の発生を予防し、及びまん延を防止するため、家保職員の指示に従い消毒作業を行うものとする。

(警備)

第10 受託者は、業務時間以外は施錠し、次に掲げる事項に配慮して警備を行うものとする。

- (1) 関係者以外の出入を規制しなければならない。
- (2) 火災・盗難等の予防を行わなければならない。
- (3) 身体・財物等の事故防止を行わなければならない。

(事故の処理)

第11 受託者は、身体に係る事故が発生した場合には、事故者の保護に努め応急手当を行うほか、救急車の要請等適切な措置を行わなければならない。

2 受託者は、火災が発生した場合には、初期消火に努めるほか、所轄の消防署に通報するものとする。

第4章 採 材

(受付・搬入)

第12 受託者は、死亡牛を受入れる際は死亡牛の個体識別番号等を確認のうえ、死亡牛処理整理票（様式第1号）に必要事項を記入するものとする。

(採材)

第13 受託者は、家保職員の指示に従い、断頭し採材を補助するものとし、死亡牛BSE検査調書（様式第2号）を作成するものとする。

(保管)

第14 受託者は、死亡牛を個体毎に識別のうえ検査結果が判明するまでの間、適正に保管するものとする。

(搬出)

第15 受託者は、家保職員の指示に従い、検査済みの死亡牛を搬出するものとする。

第5章 その他

(経費負担)

第16 次に掲げるものは、委託者が負担するものとする。

- (1) 電気料、水道料及び燃料費
- (2) 施設の保守点検及び修繕に要する経費

(連絡調整)

第17 受託者は、家保職員及び関係者と適宜連絡調整を行い、相互に協調して円滑な運営を図るものとする。

(業務日誌)

第18 受託者は、委託業務の執行状況について、業務日誌（様式第3号）に記録するものとする。